

空家の
所有者
向け

横浜市 空家・空地活用 マッチング制度

実家の親が亡くなって
誰も住んでいない...

売却の予定はないけど
何か地域の役に立ててほしい...

マッチング制度の3つの流れ

- ① 活用してほしい空家・空地の相談・情報を登録！
- ② 条件に該当する活動団体の情報を受け取る！
- ③ 希望する活動団体とのマッチング！

詳細は裏面をご覧ください → → →

家が古いから
借り手が中々見つからない...

地域に貢献する団体に
使ってもらいたい!

地域貢献の活動拠点を探している団体や事業者と、
横浜市内の空家・空地の所有者とのマッチングをコーディネートする仕組みです。

【空家・空地を所有している方の登録を受け付け中】

詳細は裏面をご覧ください → → →

<問い合わせ> 空家の総合案内窓口(住まいるイン)

☎ 045-451-7762

詳しくは、右のQRコードからホームページをご確認ください。



本事業は、横浜市建築局住宅政策課(045-671-4121)と横浜市市民協働推進センター
(管理運営団体:市民セクターよこはま)が協働で実施しています。



→ → → マッチングまでの流れ ← ← ←

本事業では、住まいるインと横浜市市民協働推進センターが、相互で情報共有し、登録された方の希望や条件が該当した場合に、横浜市市民協働推進センターが、所有者と活動団体・事業者等とのマッチング（対話の場）をコーディネートします。

空家・空地を活用してほしい方 (空家・空地の所有者)

<対象者>

空家及び空地の所有者

<対象建築物等>

横浜市内にある一戸建て住宅の空家、又はその跡地等

※建築物の老朽化が激しい、法令に違反しているなど、利活用に適さない場合はお断りすることがあります。



空家の総合案内窓口（住まいるイン）へ

☎ 045-451-7762

(10:00-17:00)

土日、祝日、年末年始を除く)

相談窓口：神奈川区栄町8-1
ヨコハマポートサイドビル4階
横浜市住宅供給公社



詳しくは、右上のQRコードからホームページをご確認ください。

Step 1

電話または窓口でご相談の際、次の内容についてお聞かせください。

- 空家・空地の所在地、建物の構造、建築時期、管理状況等
- 貸し出す際の条件（期間、家賃、原状回復の有無）

Step 2

活動団体・事業者等との対話の希望がありましたら、上記で伺った空地・空家の情報を登録します。登録された空地・空家の情報は、空家の総合案内窓口（住まいるイン）から、横浜市市民協働推進センターに提供されます。

※非営利・公益を目的とした事業の実施が前提となりますので、条件をご相談させていただく場合があります。

空家・空地を地域で活用したい方 (活動団体・事業者等)

<対象者>

- a. 市民で組織され、市民が自由に参加し継続的に活動している団体又はその意向を持っている方
- b. 事業者

<活動の要件>

自治会・町内会から理解を得られるような地域活性化に資する事業であること。

※上記のいずれかの対象者に該当し、非営利・公益を目的とする取組み



横浜市市民協働推進センターへ

☎ 045-671-4732

(平日9:00-20:00)

土日・祝日9:00-17:00)



ホームページの問い合わせフォームには右上のQRコードからアクセスできます。

Step 1

電話または上記フォームでご連絡いただき、相談日をご予約ください。（その際にも、簡単にヒアリングさせていただきます。）

Step 2

予約相談では、主に以下の内容についてお聞かせください。

- 空家・空地を活用した事業について（事業の目的・内容、予算、期間等）
- 空家・空地の条件について（エリア、構造等）

※計画として、お考えの範囲でお聞きます。

※オンラインでの対応も可能です。

Step 3

条件に該当する物件の情報があつた場合、その情報をお伝えしますので、紹介（所有者との対話）の希望の有無をお聞かせください。



双方の希望を確認し、対話の場を設定します。

日時は、横浜市市民協働推進センターが調整します。会場も当センター（横浜市庁舎1階）で行います。